

「 年 末 調 整 」 資 料 準 備 の お 願 い

本年も残すところ少なくなり「年末調整」の時期が近づいてきました。
当事務所では12月21日より顧問先企業の「年末調整」の計算を行う予定です。お早めに下記の資料を収集、準備いただきますようお願い致します。

裏面「従業員のための年末調整申告書確認シート」 を活用し、必要書類を確認してください。

～ 令和 2 年度年末調整からの追加書類～

基・配・所

○基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

年末調整の対象者**全員**が提出する必要がある申告書です

- ・基礎控除申告書・・・自己の収入及び所得について記入
(所得金額が 900 万円を超える方は要注意)
- ・配偶者控除等申告書・・・配偶者の収入及び所得について記入
- ・所得金額調整控除申告書・・・給与収入が 850 万円を超える可能性がある方が記入

参考

給与収入 = 給与の総額

所得金額 = 給与の総額 - 給与所得控除額 (申告書裏面参照) + その他の所得

(実際の記入方法等は申告書裏面を御確認下さい)

○扶養控除等(異動)申告書

令和 3 年分の提出 及び 令和 2 年分の扶養家族の確認 (令和 2 年中の就職者・出生者に御注意ください)
従業員本人及び扶養親族分の マイナンバーをマイナンバーカード又は通知カードにて確認してください。

昨年、確認済みの方は必要ありません。

○保険料控除申告書

- ・一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料 **証明書 必要**
- ・地震保険料 **証明書 必要**
旧長期損害保険料についても、「地震保険料控除証明書」として各保険会社より送付されます。
- ・社会保険料
本人または生計を一にする親族が負担する国民健康保険、国民年金等の社会保険料で本年中に支払ったもの
(給与から差し引かれているものは記入不要)
証明書 必要 (国民年金・国民年金基金のみ)
長寿医療制度、国民健康保険等の保険料で親族の年金から天引きされたものは控除の対象外です。
- ・小規模企業共済等掛金 **証明書 必要**

○(特定増改築等)住宅借入金等特別控除

2 年目以降の方
税務署から送付されている申告書
金融機関から送付される年末残高等証明書
初年分は、令和 3 年 3 月 1 5 日迄に確定申告が必要です。

中途就職者の場合

前勤務先発行の令和 2 年分の源泉徴収票

従業員のための 年末調整申告書確認シート

申告書類のうち、提出が必要な申告書と記載内容を確認しましょう。

申告書類	注意事項	チェック
令和2年分 扶養控除等（異動）申告書	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者と子の「所得の見積額」の記載もれ・誤りに注意する。 ● 老人扶養親族（昭和26年1月1日以前生まれ）に該当するときは、「同居老親等」欄、老人ホームへ入居の場合は、「その他」欄へ「✓」を入れる。 ● 特定扶養親族（平成10年1月2日～平成14年1月1日生まれ）に該当する場合は、「特定扶養親族」欄に「✓」を入れる。 ● 寡婦・ひとり親に該当する場合は、「寡婦」「ひとり親」^(注)欄に「✓」を入れる。 <p>(注) 令和2年分の申告書には、ひとり親欄がないため、「寡婦」「寡夫」又は「特別の寡婦」欄を「ひとり親」欄に訂正して、記載します。</p>	<input type="checkbox"/> 提出
基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書		
基礎控除申告書	<ul style="list-style-type: none"> ● 年末調整の対象者^(※)は必ず提出する。 ● 「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄の「収入金額」「所得金額」の記載の誤りに注意する。 <p>※年間の給与総額が2,000万円以下の人</p>	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 不要
配偶者控除等申告書	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者の給与収入が201万6,000円未満であれば、配偶者控除又は配偶者特別控除が受けられる。 	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 不要
所得金額調整控除申告書	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与収入が850万円を超える可能性があり、23歳未満の扶養親族がいる、あるいは本人・配偶者・扶養親族が特別障害者の場合は提出する。 	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 不要
保険料控除申告書	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険料や地震保険料の控除証明書等の添付（提出）もれに注意する。 ● 「支払額」ではなく、「証明額」の金額を記載する。 	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 不要
住宅借入金等特別控除の申告書	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅ローン控除の適用2年目以降は、年末調整によって控除が受けられる。 <p>※申告書は、確定申告した年の10月に税務署から郵送されます。</p>	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 不要

※コピーして従業員へ配付して利用しましょう。